

藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ 公募型プロポーザル実施要領

藤沢市環境部環境事業センターで導入している「藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ」の更新にあたり、次のとおりプロポーザルを実施する。

1 主旨

藤沢市では、ごみの減量・資源化のため市民の利便性を図る必要性からインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できる「ごみ検索システム」及びスマートフォン用アプリケーション「ごみ分別アプリ」を運営している。

現行の「ごみ検索システム」は、2008年（平成20年）に構築して以来、同一システムを利用してきた。また、平成26年度補正予算により、システムの機能を拡張し、スマートフォン用のアプリケーションの配信を開始した。その間、機能を充実させる等の改修を行いながら、継続的な運営をしてきた。

今般、「ごみ検索システム」及び「ごみ分別アプリ」を格納しているサーバーのリース契約が、2018年（平成30年）3月末日をもって満了となることに伴い、更なる事務処理の向上を図ることを目的に、内容の見直しを行うものである。

導入にあたっては、価格以外に、事業者が持つ専門性やノウハウを活用することにより、より効果的な運営を行うため、内容、技術力及び事務処理に関する提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルによって、事業者の選定を行うものとする。

2 事業の概要

(1) 選定する名称

藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ

(2) 概要

別紙1「藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ仕様書」、別紙3「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」、別紙4「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」（以下「仕様書等」という。）のとおりに

(3) 開発期限等（ごみ分別アプリの登録申請を含む）

構築・検証期限	2018年（平成30年）	5月31日まで
本稼働日	2018年（平成30年）	6月1日から
	2019年（平成31年）	3月31日まで

(4) 導入にかかる予算の上限

委託料	648,000円（税込み）
月額保守料	64,800円（税込み）

3 プロポーザル参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「かながわ電子入札共同システム」による平成29・30年度競争入札参加資格登録認定を藤沢市長から受けており、公表日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者（更正手続き及び再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 公表日において、事業所所在地の法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

項目	日程	提出資料等
実施要領の公表・公布	2018年（平成30年）1月18日（木）から 2018年（平成30年）2月1日（木）まで	
参加表明書等の提出期限	2018年（平成30年）1月18日（木）から 2018年（平成30年）2月1日（木）まで	(1) 参加表明書（様式第1号） (2) 会社概要書（様式第2号） (3) 実績を証明する書類（契約書・仕様書・要件定義書等） (4) 登記簿謄本 (5) 決算書の写し (6) 納税証明書 (7) 会社案内のパンフレット等
質問書の提出期限 （参加表明業者→市）	2018年（平成30年）1月18日（木）から 2018年（平成30年）1月26日（金）まで	質問書（様式第3号）
質問書の回答期限 （市→参加表明業者）	2018年（平成30年）1月30日（火）まで	電子メールにて回答
参加資格確認結果通知	2018年（平成30年）2月2日（金）まで	参加資格確認結果通知書 （様式第4号・様式第5号） 電子メールにて回答
提案書の提出期限	2018年（平成30年）2月2日（金）から 2018年（平成30年）2月9日（金）まで	(1) 提案書（様式第6号） (2) 提案書（任意様式） (3) 別紙2「藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ機能一覧」に適合状況を記入したもの

		(4) 見積書 (様式第7号) (5) 見積内訳書 (様式第10号)
プレゼンテーション及び ヒアリング (予定)	2018年 (平成30年) 2月14日 (水)	
選定結果の通知 (予定)	2018年 (平成30年) 2月下旬	選定結果通知書 (様式第8号・様式第9号)

5 各項目の事務手続き

(1) 事務の受付及び実施

- ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付は事務局で行う。
- イ 受付時間等は平日午前8時から正午、午後1時から午後4時45分までとする。
- ウ プロポーザル内容等事前説明会については行わない。

(2) 事務局

- ア 担当課 環境部環境事業センター 事務担当 森田 岩崎
- イ 住所 〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤 2023-17
- ウ 電話 0466-87-3912 (直通)
- エ F A X 0466-87-9779
- オ メールアドレス fj-kankyo-j@city.fujisawa.lg.jp

(3) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書等を次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 2018年 (平成30年) 2月1日 (木)
午後4時45分まで (必着)
- イ 提出先 事務局
- ウ 提出方法 持参または郵送「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」いずれかの方法による。

エ 提出書類

- (ア) 参加表明書 (様式第1号) 1部
- (イ) 会社概要書 (様式第2号) 1部 写し10部
- (ウ) 実績を証明する書類
(契約書・仕様書・要件定義書等) 1部
- (エ) 法人登記簿謄本 1部
- (オ) 決算書の写し (直近1年分) 1部
- (カ) 納税証明書 (直近1年分) 1部
- (キ) 会社案内のパンフレット等 1部 写し10部

※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

(4) 質問の受付及び回答の実施

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

- ア 提出期限 2018年 (平成30年) 1月26日 (金)

午後4時45分まで（必着）

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法

（ア）持参

（イ）郵送 「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」

いずれかの方法による。

（ウ）FAX （FAXで送信の場合は必ず送達確認のため事務局へ連絡を入れること。また、「ページ/総ページ」等の表記を行い送信に漏れがないこと等を確認できるようにすること。）

（エ）電子メール （電子メールで送信の場合は必ず送達確認のため事務局へ連絡を入れること。添付ファイルで処理し、ファイルサイズは2MB以下で送信すること。）

エ 質問書（様式第3号） 1部

オ 回答期限 2018年（平成30年）1月30日（火）

午後4時45分まで

カ 回答方法 参加表明書上のメールアドレス宛に参加者全員に送付（添付ファイル形式はPDFの予定）なお、回答に対する再質問は受け付けない。

（5）参加資格確認結果通知書の送付

参加表明者に対しては、参加資格要件を確認し、参加資格の有無を参加資格確認結果通知書（様式第4号・様式第5号）により2018年（平成30年）2月2日（金）までに電子メール（参加表明書上のメールアドレス宛）にて事務局より発送する。

（6）提案書等の提出

プレゼンテーション及びヒアリングの実施にあたっては、提案書を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 2018年（平成30年）2月9日（金）

午後4時45分まで（必着）

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法 持参または郵送「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」いずれかの方法による。

エ 提出書類

（ア）提案書（様式第6号） 原本1部 写し10部

（イ）提案書（任意様式）A4版 原本1部 写し10部

（ウ）別紙4「藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ機能一覧」に適合状況を記入したもの 原本1部 写し10部

（エ）見積書（様式第7号）及び見積内訳書（様式第10号） 1部

※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

（7）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

受託者の選定方法は総合評価方式として、「藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ選考委員会審査要領」に基づき、「藤沢市ごみ検索

システム及びごみ分別アプリ選考委員会」が審査するものとします。

提案書提出者が4者以上の場合は、事務局が価格点及び機能点による審査を行い、上位3者のみがプレゼンテーション及びヒアリングを実施できるものとする。

- ア 実施日 (予定) 2018年(平成30年)2月14日(水)
実施順序については、事務局が抽選によって決定する。
※実施時間及び場所等については、別途連絡する。
- イ 出席者 4名以内
※業務を受託した場合の担当者、提出した提案書の作成者を含むこと。
- ウ 内容 事前準備 10分
プレゼンテーション 30分以内
ヒアリング 15分程度
片付け 10分
- エ 準備物 プロジェクタ及びスクリーンは市が準備するが、パソコンその他必要とする機材については、提案参加者が用意すること。

(8) 選定結果の通知

選定結果については次のとおり通知する。

- ア 通知日 (予定) 2018年(平成30年)2月下旬
- イ 通知方法 書面により通知(様式第8号・第9号)
郵送にて事務局より発送する。

6 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルの提案課題は次のとおりとする。提案書は、A4版両面、表紙・目次含め30ページ以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。A3は折り込み可であるが2ページ換算とする。提案書作成に当たっては別紙1「藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ仕様書」、別紙3「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」、別紙4「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に留意して提案をすること。なお、別紙2「藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ機能一覧」の必須機能において、「有償カスタマイズ」または「対応不可」が1つでも該当する場合は失格とする。また、次の項目について記載をすること。

(1) 業務実施全般

- ア 過去の同種業務の実績・成果等
- イ 管理責任者・人員配置・役割分担

(2) 保守・運用等に関する提案

- ア 本市職員による運用作業が効率的かつ容易的に行える仕組み
- イ セキュリティ対策に配慮した構成

- (3) ごみ検索システム及びごみ分別アプリに関する提案
 - ア 幅広い年齢層の利用者を想定した操作性
 - イ 親しみやすいデザイン性
- (4) ごみ検索システム機能に関する提案
 - ア ごみ検索機能
 - イ 収集日程カレンダー機能
- (5) ごみ分別アプリ機能に関する提案
 - ア ごみ分別辞典機能
 - イ 収集日程カレンダー機能
 - ウ お知らせ機能
 - エ 大型ごみ納付券・指定収集袋の取扱店表示機能
- (6) 月次報告に関する提案
 - ア アクセス解析（ごみ検索システム）
 - イ ダウンロード解析（ごみ分別アプリ）
- (7) 追加提案

7 審査について

- (1) 藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ選考委員会
藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ選考委員会（以下「委員会」という。）により提案書等について審査を行い、優先交渉を行う者を選定する。
- (2) 審査方法
 - ア 委員会で評価された評価点により決定する。
 - イ 最高評価点と同点の場合は、見積金額の安価な者から順に優先交渉権者とする。
 - ウ 最高評価点と同点かつ見積金額が同額の場合は、くじ引きで優先交渉権者を決定する。
 - エ 評価については「藤沢市ごみ分別システム及びごみ分別アプリ選考委員会審査要領」に基づく。
 - オ 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - カ 提出された書類に虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。

8 審査後について

- (1) 委員会で評価された評価点の最も高い者を、ごみ検索システム及びごみ分別アプリに係る優先交渉権者として協議に入る。
- (2) 優先交渉権者が選定後応募資格を喪失した場合、またはその他の理由により契約締結が不可能となった場合、委員会で評価された次点を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行う。
- (3) 優先交渉権は、選定結果通知書（様式第8、第9号）の送付により

効力を発生させる。

- (4) 本プロポーザルに係る契約は、平成30年度予算が藤沢市議会において議決されることを停止条件とする案件であり、予算の議決がなされないときは、本プロポーザルに係る契約は成立しない。

9 その他留意事項

- (1) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に不備のあった者、又は提出期限に遅れた者は失格とする。
- (2) 参加資格確認後に参加資格要件を満たさなくなった場合、失格とする。
- (3) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (6) 当市が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (7) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (8) 提案書を提出するに当たり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること(参加者とごみ検索システム及びごみ分別アプリ提供業者が異なる場合等)。
- (9) プロポーザルに参加した者の名称等は公表しない。
- (10) 審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- (11) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (12) 提案された書類すべての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は本市に帰属する。
- (13) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (14) 平成31年度以降の本契約について、契約期間中における12月までの業務成績(市民の声や苦情件数、システムの稼働状況、保守の執行状況等)が良好であった場合、翌年度随意契約を行うことがあります。ただし、契約の継続を保証するものではありません。また、繰り返し契約が行われた場合でも、期間の上限は最長2023年(平成35年)5月31日までとします。

以 上